

平成 22 年 3 月 10 日

国土交通大臣
前原 誠司様

全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野 辰雄

「新政権による『人の命を大切にす友愛政治』のもと、国土交通大臣にお願いする建設工事における墜落災害を撲滅するための要望書」について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本組合の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合は平成 12 年の設立以来、一貫して足場からの墜落災害の撲滅を期し、安全活動を展開するとともに、厚生労働省に対し足場に係るハード・ソフト両面の制度化を粘り強く求めてまいりました。

しかし、こうした対応にも拘らず建設労働者の墜落災害は未だ後を絶たず、今も、毎日、毎日 20 人以上の死傷者が発生しています。一方、100 万人にも上る労働者以外（一人親方・零細事業主等）は、労働者と同様建設現場で働きながら労働者扱いとされず、労働安全衛生法の適用外とされ、しかも、その死亡（平成 20 年は推計で 103 人～276 人）は一切国において把握されておらず、事故原因の解明や事故防止対策の蚊帳の外に置かれており、こうしたことは、最早、国家としての体をなしていないことを物語っています。経済至上主義における究極の影がここに集積され、悲惨な建設職人社会となっているのです。

こうした墜落災害を一日も早く撲滅するためには、今や、より踏み込んだ確実な対策が急務です。

つまり、墜落災害は人命に直結する事柄であるだけに、厚生労働省の労働者性に立った労働安全衛生法とは別に、建設業を所管する国土交通省におかれては、建築基準法令などにより毅然たる対応を実行していただきたく、別添のとおりにご要望申し上げます。

この要望が実施されることにより、人命に関する作業環境の整備は制度によって当然の責務として一律平等に義務化されることになり、同じ現場で働く労働者及び労働者以外を分け隔てることなく、何人も「法の下での平等」を謳う憲法の規定に則り平等なる安全環境の下で仕事ができるようになるのです。

新政権による「人の命を大切にす友愛政治」の根幹に係る喫緊の課題として解決していただきたく、重ねてお願い申し上げます。

新政権による「人の命を大切にす友愛政治」のもと、 国土交通大臣にお願いする建設工事における墜落災害を撲滅 するための

要 望 書

建設業の墜落労働災害による死亡者は、過去 10 年間の累計で 2,300 人、死傷者は 84,000 人に上っております。

今も、毎日、毎日、建設現場において 20 人以上の建設労働者が墜落災害によって死傷しております。しかしながら、この労働災害統計には、100 万人にも上る労働者以外（一人親方・零細事業主等）は労働者でないとされ、その死亡者数（平成 20 年は推計で 103 人～276 人）はカウントされておらず、最早、一刻の猶予も許されません。

これまで、労働安全衛生に係る分野は厚生労働省の所管とされてきました。しかしながら、例えば、昨年末実施された各都道府県労働局の一斉現場監督指導の結果を見れば明らかなように、相変わらず、建設現場における労働安全衛生法違反は 48%、うち墜落防止措置違反は 47%という高い率を示しております。この傾向は毎年同じであり、まさに建設現場は無法地帯と常態化しております。このことは、建設現場における工事の施工基準を規定せずに、労働者性に立った労働安全衛生法のみでの対応では最早限界であることを物語っています。

一方、国土交通省は、墜落災害を防止するため、仕様書を改定して直轄工事に「手すり先行足場」の実施を義務付けたほか、毎年度、「足場からの事故防止重点対策」に係る通知を示し、一定の成果を挙げられてきました。しかし、直轄工事以外への波及効果は薄く、本組合が実施した実態調査でも、民間工事における「手すり先行足場」の実施率は 5.6%に過ぎませんでした。

そこで、建設業を所管する国土交通省におかれては、こうした事情に鑑み、直轄工事だけでなく民間工事についても、人命に係る墜落災害を撲滅させるため、工事の施工基準を具体的に建築基準法令などに規定し、玉虫色ではない、毅然とした指導監督を行うべきであります。当然、土木についても、建築基準法令などと同等の効果が出るような法令上の対応をすべきであります。

何故なら、建築基準法を見たとき、第 90 条に「工事現場の危害の防止」が規定され、同法施行令に「基礎工事用機械等の転倒による危害の防止」とか、足場に付随するシートや防護棚等の「落下物に対する防護措置」が規定されいながら、危害要因の最たる「足場・支保工」の本体について規定がされていないという歴然とした矛盾となっているからです。こうした安全に係る「足場・支保工」を規定し、全ての建設工事に義務化すれば、官民工事分け隔てることなく、墜落災害防止は万

全となるのであります。

また、この国土交通省の建設行政により、同じ現場で働く労働者及び労働者以外を分け隔てることなく、何人も平等なる安全環境の下で仕事ができるようにすべきです。何故ならば、「法の下での平等」を謳う憲法の規定から、人命に関する作業環境の整備は、制度によって当然の責務として一律平等に義務化すべきであるからです。

そこで、上記を踏まえ、国土交通大臣に対し、以下の具体的な対策を建築基準法令などに規定されますよう、ご要望申し上げます。

なお、この制度化に相応の時間を要するようであれば、その前段のステップとして、国土交通省により、緊急の対策として、墜落防止措置に係る平成 22 年度の重点対策や仕様書等により建設業界に対し厳格に励行するよう強くご指示いただきたくお願い申し上げます。

墜落災害撲滅のための具体的な対策

- ① 高さ 2m 以上の高所作業には必ず足場を設けることとし、その足場は、足場の種類を問わず、手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行足場」とし、足場の組立・解体作業等においても、上記の機能を確実に担保できる「手すり据置き方式」又は「手すり先行専用足場方式」によるものとする。
- ② 屋根工事及び法面工事は、墜落災害を防止する目的で国土交通大臣が制定した「屋根工事用足場及び施工方法（JISA8971）」及び「斜面・法面工事用仮設設備（JISA8972）」によって施工するものとする。
- ③ 足場・支保工の安全点検は、「労働安全コンサルタント資格者」又は「仮設安全監理者」等の足場・支保工の点検について十分な知識・経験を有する第三者によって、足場・支保工の種類・機材に応じたチェックリストに基づき実施させ、点検結果を発注者に提出させるとともに、現場に足場・支保工安全点検の実施状況の証となる看板等を掲示させるものとする。

平成 22 年 3 月 10 日

全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野辰雄